

(仮称) 三森峠風力発電事業  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和2年3月

三森風力開発株式会社

## 目次

|  |   |
|--|---|
| 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧                   | 1 |
| 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧                    | 1 |
| (1) 公告の日                               | 1 |
| (2) 公告の方法                              | 1 |
| (3) 縦覧場所                               | 1 |
| (4) 縦覧期間                               | 2 |
| (5) 縦覧者数                               | 2 |
| 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催                | 2 |
| (1) 公告の日及び公告方法                         | 2 |
| (2) 開催日時、開催場所及び来場者数                    | 3 |
| 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握                 | 3 |
| (1) 意見書の提出期間                           | 4 |
| (2) 意見書の提出方法                           | 4 |
| (3) 意見書の提出状況                           | 4 |
| 第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 | 5 |

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和元年12月17日（火）

#### (2) 公告の方法

##### ①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和元年12月17日（火）福島民報

※平成令和2年1月11日（土）、12日（日）、13日（月）、14日（火）及び15日（水）に開催する説明会についての公告を含む

- ・令和元年12月17日（火）福島民友

※平成令和2年1月11日（土）、12日（日）、13日（月）、14日（火）及び15日（水）に開催する説明会についての公告を含む

##### ②インターネットによるお知らせ

令和元年12月17日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙2-1参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-19.html>

- ・会津若松市のウェブサイト（別紙2-2参照）

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

- ・猪苗代町のウェブサイト（別紙2-3参照）

<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/>

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙2-4参照）

<http://www.jwd.co.jp/sanmoritouge>

#### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計11箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

##### ① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁生活環境部環境共生課

福島県福島市杉妻町2-16

- ・郡山市役所環境政策課

福島県郡山市朝日一丁目23-7

- ・郡山市三穂田行政センター

福島県郡山市三穂田町富岡字鹿ノ崎11-1

- ・郡山市逢瀬行政センター  
福島県郡山市逢瀬町多田野字南原 3
- ・郡山市湖南行政センター  
福島県郡山市湖南町福良字家老 9381-2
- ・須賀川市役所環境課  
福島県須賀川市八幡町 135 番地
- ・須賀川市岩瀬市民サービスセンター  
福島県須賀川市柱田字中地前 22
- ・須賀川市長沼市民サービスセンター  
福島県須賀川市長沼字金町 85
- ・会津若松市役所環境生活課  
福島県会津若松市東栄町 3 番 46 号
- ・会津若松市湊市民センター  
福島県会津若松市湊町大字共和字西田面 50
- ・猪苗代町役場企画財務課  
福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100

②インターネットの利用による縦覧

- ・日本風力開発株式会社 ウェブサイト  
<http://www.jwd.co.jp/sanmoritouge>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和元年 12 月 17 日（火）から平成令和 2 年 1 月 24 日（金）まで  
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：8:30～17:15

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 5 件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1303 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙 1、別紙 2 参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日：令和2年1月11日（土）
- ・ 開催場所及び時間：  
14:30～15:15 会津若松市湊公民館（福島県会津若松市湊町共和字西田面45）  
来場者数：1名
  
- ・ 開催日：令和2年1月12日（日）
- ・ 開催場所及び時間：  
18:30～19:45 郡山市逢瀬コミュニティセンター（福島県郡山市逢瀬町多田野字南原3）  
来場者数：10名
  
- ・ 開催日：令和2年1月13日（月）
- ・ 開催場所及び時間：  
10:30～11:00 猪苗代町体験交流館「学びいな」（福島県耶麻郡猪苗代町鶴田141-1）  
来場者数：0名
  
- ・ 開催日：令和2年1月13日（月）
- ・ 開催場所及び時間：  
16:30～18:00 郡山市湖南コミュニティセンター（福島県郡山市湖南町舟津字舟津852）  
来場者数：14名
  
- ・ 開催日：令和2年1月14日（火）
- ・ 開催場所及び時間：  
18:30～19:15 須賀川市岩瀬公民館（福島県須賀川市柱田中地前22）  
来場者数：1名
  
- ・ 開催日：令和2年1月15日（水）
- ・ 開催場所及び時間：  
18:30～20:00 郡山市三穂田ふれあいセンター（福島県郡山市三穂田町富岡字鹿ノ崎11-1）  
来場者数：22名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年12月17日（木）から令和2年2月7日（金）まで  
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙3参照）
- ② 三森風力開発株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は4通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は36件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(1)

【意見書A】

| No. | 一般（住民等）の意見   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 1   | <p>1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p> <p>なお、意見者の住所をアセス図書に公開する場合、個人情報保護の観点から必ず意見者へ了承を得ること。</p>   | <p>本意見書の内容については、要約をいたしません。個人情報保護の観点により、個人を特定できるような意見者の住所をアセス図書へは公開をいたしません。</p>  |
| 2   | <p>2. 本事業は風力発電事業だが、本準備書で風速とコウモリの活動量の相関を一切考察しない合理的理由は何か？</p>  | <p>コウモリ類の活動量としてご指摘いただいております事項は、音声記録による回数かと思われます。本調査で風況データ及び回数との相関については、グラフにて示しております。風況データと記録回数のみとして考察は行っておりませんが、コウモリ類の影響の予測として記載をしております。</p>  |
| 3   | <p>3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？</p>   | <p>カットイン風速以下では、ブレードは回転しません。</p>   |
| 4   | <p>4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？</p>  | <p>風力発電機メーカーとの合意形成の関係から、カットイン風速を任意で変更することは困難です。</p>   |
| 5   | <p>5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p>  | <p>風力発電機は、通常弱風時は風向に対し正対してフェザリングを行います。</p>   |
| 6   | <p>6. P767 ヒナコウモリの予測結果（ブレード、タワーへの接近接触）について</p> <p>「本種は林冠部より上を飛翔することから、ブレード等への接近・接触が生じる可能性が考えられる。ただし本種の衝突に係る既往知見は十分でないことから、予測には不確実性が伴う。」とある。</p> <p>「既往知見が十分ではないことにより、予測には不確実性が伴う」との主張だが、逆に既往知見が何例以上あれば、「予測は確実」なのか？上記主張は「十分な既往知見」や「予測の不確実性」という曖昧な定義を持ち出し、それが「保全措置をしなくてもよい」と見せかけた論点のすり替えである。</p> <p>事業者が「十分でない」と主張する既往知見によれば、国内においてヒナコウモリのバットストライクは大量に発生している※1～6。</p> <p>※1 ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※2 ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※3 コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」平成31年4月、岩手県</p> <p>※4 ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事</p> | <p>ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。ご指摘のとおりコウモリ類に限定した保全措置としておりませんが、実行可能な範囲で、保全措置を実施することとしております。また、公開されている他事業において、バットストライクが発生していることは、把握しております。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>後調査報告書」(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社)青森県</p> <p>※5 コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道</p> <p>※6 45個体(4種、1~32個体)、2015.07までに調べた12事業中6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11,2017)</p>  |  |
| 7 | <p>7. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設においてバットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし本事業者は「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>  | <p>ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。ご指摘のとおりコウモリ類に限定した保全措置としておりませんが、実行可能範囲で、保全措置を実施することとしております。</p>   |
| 8 | <p>8. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし本事業者は「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p><u>よって事業者らのすべきことは、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。</u></p> | <p>ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。ご指摘のとおりコウモリ類に限定した保全措置としておりませんが、実行可能な範囲で、保全措置を実施することとしております。</p>  |
| 9 | <p>9. 事業者は「予測の不確実性」を根拠に「コウモリ類の保全措置をしない(=事後調査のあとまで引き延ばす)」つもりかもしれないが、仮にそうならば、発電所アセス省令にある、「環境保全措置」と「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>   | <p>発電所アセス省令にある、「環境保全措置」と「事後調査」の定義及び実施基準は以下のとおりです。</p> <p>「環境保全措置」</p> <p>特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置を検討するものとする。</p> <p>「事後調査」</p> <p>事後調査については、発電所アセス省令第31条第1項第1号~第4号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。</p> <p>第1号の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。</p> <p>第2号の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントにおい</p> |



|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | <p>て環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合で、具体例としては、実施例の少ない生物の移植等が考えられる。</p> <p>第3号の「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」とは、環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにすることを想定している。</p> <p>第4号の「代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合」とは、効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代替措置の効果を把握する必要がある場合等が考えられる。</p> |
| 10 | <p><b>10. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</b></p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010</p> | <p>前述のとおり、カットイン風速を任意で変更することは、困難な状況です。今後実施する事後調査において、バットストライクが多数確認された場合には、専門家の助言のもとに、追加的な保全措置を検討いたします。</p>  |
| 11 | <p><b>11. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</b></p> <p>事業者とその委託先のコンサルタントに指摘する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を本当に理解しているか。</p> <p>事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>  | <p>ご指摘の環境保全措置は、「鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。」としており、コウモリ類に限定した保全措置ではないと理解しております。ライトアップについては、昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意した措置として記載をしており、実行可能な範囲で、保全措置を実施することとしております。</p>  |
| 12 | <p><b>12. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</b></p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>  |  |
| 13 | <p><b>回避措置（ライトアップアップの不使用）について</b></p> <p>ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>   |  |
| 14 | <p><b>14. コウモリ類の保全措置（フェザリング）をすること</b></p> <p>「予測に不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲</p>   | <p>今後の手続きにおいても、専門家の助言及び省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響の低減を図って参りたいと考えております。引き続き、最新の科学的知見</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>で影響を回避・低減するべきである。</p> <p>-----</p> <p>第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること</p>   | <p>や専門家の助言を参考にしながら実施して参ります。</p>   |
| 15 | <p><b>15. 国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない</b></p> <p>前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は技術的に可能である。</p>   | <p>事後調査を行って、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することにします。</p>   |
| 16 | <p><b>16. 国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない 2</b></p> <p>前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。</p> <p>益獣が減れば住民に不利益が生じる。事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、供用時から実施すること。</p> | <p>前述のとおり、カットイン風速を任意で変更することは、困難な状況です。実行可能な範囲で、保全措置を実施することとしております。また、事後調査を実施し、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な保全措置を検討いたします。</p>   |
| 17 | <p><b>17. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</b></p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している。</p>  | <p>ご指摘の環境保全措置は、「鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わない。」としており、コウモリ類に限定した保全措置ではないと理解しております。ライトアップについては、昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意した措置であると認識しております。また、前述のとおり、カットイン風速を任意で変更することは、困難な状況です。事後調査を実施し、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な保全措置を検討し、低減に努めます。</p> |
| 18 | <p><b>18. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か</b></p> <p>事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？カットインをあ</p>   | <p>経済的コストに関係なく、前述のとおり、カットイン風速を任意で変更することは、困難な状況です。事後調査を実施し、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な保全措置を検討し、低減に努めます。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | げるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている(年間総出力の1%以下)。   |  |
| 19 | <b>19. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 1</b><br>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げることフェザリングの) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。   | 事後調査を行ってバットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討することにします。なお国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階です。引き続き、最新の科学的知見や専門家の助言を参考にしながら実施して参ります。 |
| 20 | <b>20. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2</b><br>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。  | 専門家の助言を踏まえ、実行可能な範囲で影響の低減を図って参りたいと考えております。  |
| 21 | <b>21. コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3</b><br>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから(適切な保全措置をせずに)事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。  | ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、事後調査を実施することとしております。  |
| 22 | <b>22. コウモリ類の保全措置について</b><br>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。   | ご指摘のとおり、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」に衝突事例等の記載があることについては、把握しております。   |
| 23 | <b>23. コウモリ類の死骸探索調査について</b><br>コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月 4 回以上の死骸探索を行うべきだ。月 1~2 回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。  | 事後調査の調査頻度については、準備書に記載のとおりを予定しております。  |
| 24 | <b>24. コウモリ類の死骸探索調査について 2</b><br>前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に 2 回とし、あと 2 回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば(定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが)、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。 | 事後調査の調査頻度及び内容については、準備書に記載のとおり予定しております。   |
| 25 | <b>25. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること</b><br>コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索  | 準備書の事後調査に記載のとおり、死骸探索調査については、調査員による調査を実施する予定としております。また、調査員以外が調査する場合であっても、調査方法等の講習を受講した現地監視員が実施するこ   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>   | <p>とを検討しております。</p>  |
| 26 | <p><b>26. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない</b><br/> コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。<br/> *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.)</p>   | <p>事後調査の調査頻度及び内容については、準備書に記載のとおりを予定しております。すべての風力発電機について、死骸の有無を確認する調査を実施します。</p>   |
| 27 | <p><b>27. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること</b><br/> コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。</p>   | <p>調査頻度及び内容については、事後調査に記載のとおりを予定しております。また、稼働後1年間の実施としております。</p>  |
| 28 | <p><b>28. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</b><br/> コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。<br/> ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (<a href="https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf">https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</a>)</p> | <p>事後調査において、すべての風力発電機について、死骸の有無を確認する調査を実施します。その際に死亡数や気象条件については把握できるものと考えております。なお、バットストライクが多数確認された場合には、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p> |

表 2-1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(2)

【意見書 B】

| No. | 一般（住民等）の意見   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 29  | <p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。</p>   | <p>貴重なご意見、ありがとうございました。</p> <p>ご意見書の中で、個人情報等に係る部分については、削除させていただきました。</p>   |
| 30  | <p>2. P325-P326 の鳥類の専門家が述べているコウモリについての意見であるが「森林性ではあるが高空を飛翔するユビナガコウモリ」と述べているが、ユビナガコウモリは典型的な洞窟性コウモリである。また、「<u>強風時はフェザーリングすることや、現地調査で確認が多かった 5 月や 8 月下旬の一時的にカットイン風速を上げることができる機種を選択すること、超音波発信機をつける等が考えられる</u>」と述べているが、フェザリングを行うのは現地調査の結果から明らかに<u>弱風時</u>で、半径が 50m 以上もあるブレードよりも外側に届く超音波。発信する超音波波形が本当にコウモリ類を忌避するか実証されていない。さらに「白色ブレードに月光が反射しその紫外線に反応しガ類が集まると、それを採餌にコウモリは来てバットストライクが起こるという構図もある」と述べているが、月光よりもブレードが反射する紫外線の方が昆虫は好んで集まるのか、高速回転するブレードが紫外線を反射した場合、昆虫はブレードとともに回転するのか、「構図」があると述べているが、そもそもコウモリは採餌のために風力発電機に接近するのではなく反響定位の結果として対象物（支柱とナセル）に接近する。</p> | <p>ご指摘いただきありがとうございます。一部誤記がございましたので、修正をさせていただきます。謹んでお詫び申し上げます。</p> <p>誤) 「<u>強風時はフェザーリングすること</u>」<br/>正) 「<u>弱風時はフェザーリングすること</u>」</p> <p>ご教示いただきました知見等を踏まえ、さらなる保全措置を検討する際に、参考とさせていただきます。</p>                                 |
| 31  | <p>3. P616 からの風速との関連グラフで右側の「各風速におけるコウモリ類の出現頻度/実測した 10 分間平均風速の観測頻度」は、コウモリが出現していない時の「10 分間平均風速の観測頻度」を含んでいるのか。含んでいる場合は除いた頻度で再計算する必要がある。「各風速におけるコウモリ類の出現頻度/コウモリ出現時に実測した 10 分間平均風速の観測頻度」でなければ実態を反映していないのではないのか。非活動期や降雨時などの風速を加味した結果は意図的に出現頻度を減少させていると言わざるを得ない。</p>  | <p>コウモリ類が出現していない時間についても、含んでおります。実際、バットディテクターの設定時間（昼間を除く）と同時間帯としております。全観測期間で解析した意図としては、どのような条件下に出現するのか、出現がないのか、ということ判断するためです。ご指摘のございました出現頻度を把握する目的とするのであれば、再計算とする必要がございますが、今回は、出現した状況のみではなく、出現しない状況を把握する目的として解析を行っております。</p> |
| 32  | <p>4. P617 の 10-30kHz の左側のグラフ、P619 の 10-30kHz の左側のグラフから、少なくともそれぞれの出現頻度が下がる 6m/s 以下までフェザリングを行えば、かなりの割合で定量的にバットストライクを避けることができると予測され、フェザリングを行うことが低減措置として評価されるが、このような調査を行ったにもかかわらず影響予測では「不確実性が高い」と記述されている。事業者は何の目的で高所音声の調査を行ったのか理由を述べること。</p>  | <p>音声モニタリング調査については、高頻度で利用されていると考えられる時間帯、時期及び風況等を把握する目的で調査を実施しております。ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、事後調査を実施することとしております。</p>  |
| 33  | <p>5. 一般に温帯以北の食虫性コウモリ類は夏季に雌が産卵を行い終るとともに秋季に雄個体に合流して交尾を行い冬季は冬眠する。種類や地域によっては当歳獣も含めて夏季の生息地からある程度の集団となって越冬地に移動する。バットストライクが秋季に多く発</p>  | <p>ご指摘の時期については調査を実施しております。ただし、調査データに欠損があったため、解析及び記載を控えました。評価書においては、当該時期のデータについて、記載をいたします。</p>   |

|    |  |                                       |
|----|--|---------------------------------------|
|    | 生するのはこのためである。この事象を踏まえて調査を実施すべきであるが、本事業の高所音声調査において、9月に調査を行わなかった理由を示すこと。 |                                       |
| 34 | 6. 事後調査報告書は期間を定めずに公表すること。  | 公表する期間につきましては、法制度に則り、1ヶ月間の縦覧を実施いたします。 |

表 2-1 (3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(3)

【意見書C】

| No. | 一般（住民等）の意見   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 35  | <p>景観上も自然環境・動・植物の生態系環境にも多大な悪影響を及ぼす事に間違いありません（調査データ信用出来ません）。今どき 100m 越すプロペラ回すような時代遅れな地上風力発電には絶対反対であります。</p> <p>磐梯朝日国立公園の景観を見事にぶち壊す事であり将来的に世界から見ても大変な汚点を残す事となります。後世、そして未来の子供らにも大変申し訳ないことになってしまいます。50年・100年後に本当の後始末しっかり責任もって出来ますか。返答願います。何年稼働予定ですか。施設・維持管理道が壊れ、その修理・メンテナンスで本当に採算とれますか。これも返答願います。目先の20-30年の事だけで手付かずの自然壊しちゃダメですよ。この計画を是非“断念”願います。</p> | <p>対象事業実施区域は、大部分を国有林が占めております。国有林内での開発許可を得るためには、今後厳正なる審査等を受け、保安林に指定されている箇所での行為に関しても、行政機関との協議が必須である状況です。保安林内作業においても、樹木の伐採については規定があり、また、土地の改変も必要最低限に留める必要があるとの認識です。動植物への影響や改変による土砂崩れ等の問題についても、行政等の関係機関と適切に協議を実施して参ります。風車の稼働期間は現段階では、決定しておりません。行政や地域の皆様のご理解を得ながら、施設のメンテナンスを適切に実施し、20年以上の稼働を目指しております。なお、通常のメンテナンスはもとより、突発的な災害による管理用道路に破損等が起きた場合には、安全面にも配慮しながら修復作業など適切に対応し、運営を行って参ります。</p> |

表 2-1(4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(4)

【意見書 D】

| No. | 一般（住民等）の意見  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 36  | <p>本風力発電事業にあたっては、配慮書、方法書段階より、「国有保安林」並びに「緑の回廊」の保全を強く求めて参りましたが、設置基数の削減や区域の縮小と一定の前進は見られるものの、抜本的な見直しや改善の努力が感じられません。そればかりか、三森峠周辺部の「保健保安林」区域（隣接含む）に 5 基の風力発電機を計画するなど自然環境、景観保護に対する配慮が欠落していると言わざるを得ません。保健保安林は森林レクリエーションを始め、気象条件の緩和、じん埃、ばい煙等のろ過等、多様な機能を発揮する森林であり、厳しく制限されるべき森林であることをご認識戴きたい。</p> <p>次にクマタカ等の希少猛禽類について、多数の個体が確認されておりますが、営巣地が事業対象区域外であることや、餌取環境の変化（悪化）は改変面積が事業区域全体の中では軽微であることを根拠に重大な影響は回避出来るものと評価されておりますが、稜線部に巨大な動体構造物を設置することの間接的な影響を含め、客観性は担保されておられません。また、このことは、水環境、動植物、生態系、景観等、環境要素毎における環境保全措置全般について同様であります。</p> <p>環境影響評価制度に基づく手続きとしてのみ捉えるのでは無く、本事業そのものが、立地上極めて厳しい規制区域に計画された事業であることを踏まえ、具体的かつ実効性のある詳細な調査の継続と対策の立案、さらには、防災面に関しても今般の台風 9 号災害の現状を踏まえ、慎重な対応等、改めて再考を求めます。</p> <p>加えて、温室効果ガスの記述等については、風力発電施設の稼働後における CO2 の削減量についてのみ掲載されておりますが、表 2.2-7「建設工事に使用する主な重機の種類」に明記されている多くの建設機械が使用されるほか、運搬、機器の製造に係わる CO2 の排出量は含まれておらず、温室効果ガス削減の本質を逸脱してはいないでしょうか。公平な比較評価が不可欠であり、対応を要望いたします。</p> <p>なお、このことは、制度面における課題として行政サイドにも対応を求めて参ります。</p> | <p>対象事業実施区域は、大部分を国有林が占めております。国有林内での開発許可を得るためには、今後厳正なる審査等を受け、また、保安林に指定されている箇所での行為に関しても、行政機関との協議が必須である状況です。保安林内作業においても、樹木の伐採については規定があり、また、土地の改変も必要最低限に留める必要があるとの認識です。また、動植物への影響や改変による土砂崩れ等の問題についても、関係機関と協議し適切に対応して参ります。</p> <p>クマタカについては、生息環境への影響を予測しており、影響については小さいものと判断いたしました。ただし、繁殖状況に応じて、工事車両の通行など注意が必要と判断した場合は、適宜対応して参ります。</p> <p>温室効果ガスについては、環境影響評価項目ではないため、参考として第 2 章に、火力発電所との比較に主眼をおいて記載しているものです。火力発電所についても工事について考慮していませんので、比較という観点では問題ないものと考えております。また、建設工事等は期間が限られるため、影響も限定的であると考えております。</p> |

○日刊新聞紙における公告

福島民報、福島民友（令和元年12月17日（木））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)三森峠風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 三森風力開発株式会社

代表者の氏名 代表取締役 松本 智

事務所の所在地 東京都千代田区内幸町一丁目一番六号

二、対象事業の名称 (仮称)三森峠風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力 三万九千キロワット

三、対象事業実施区域 福島県郡山市西部の三森峠付近の稜線上

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福島県郡山市、須賀川市、会津若松市、

耶麻郡猪苗代町

五、縦覧の場所・期間

福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役

所環境政策課、郡山市三種田行政センター

郡山市連瀨行政センター、郡山市湖南行政

センター、須賀川市役所環境課、須賀川市

岩瀬市民サービスセンター、須賀川市長沼

市民サービスセンター、会津若松市役所

環境生活課、会津若松市市民センター、

猪苗代町役場企画財務課

電子縦覧 <http://www.katoko.jp/sanriouge>

期間 令和元年十二月十七日(火)から

令和二年一月二十四日(金)まで

時間 各日八時から十七時十五分まで

(いずれも、土日・祝日を除く)

六、意見書の提出 環境の保全の見地からの意見をもちの方は、

書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧

場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、令和二年一月七日(金)

までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催日時及び場所(各回一時間三十分程度)

一、開催日時 一月十一日(土)十四時三十分から

会津若松市民会館会議室(会津若松市共和字西田

面四十五)

二、開催日時 一月十二日(日)十八時三十分から

郡山市連瀨コミュニティセンター(連瀨公民館)大集会室

(郡山市連瀨町多田野字原三)

三、開催日時 一月十三日(月)十時三十分から

猪苗代町体験交流館「学びいな」研修室ABC

(耶麻郡猪苗代町鶴田一四一)

四、開催日時 一月十三日(月)十六時三十分から

郡山市湖南コミュニティセンター(月形連絡所)会議室

(郡山市湖南町舟津字舟津八五二)

五、開催日時 一月十四日(火)十八時三十分から

須賀川市若瀬公民館研修室(須賀川市柱田中地前一二二)

六、開催日時 一月十五日(水)十八時三十分から

郡山市三種田ふれあいセンター研修室

(郡山市三種田町高岡字鹿ノ崎十一)

八、問い合わせ先 三森風力開発株式会社

〒100-0001 東京都千代田区内幸町一丁目一番六号

電話 〇三(三五一九)七四八一(担当:東岡、田中)

(土日・祝日を除く、九時三十分から十七時三十分まで)



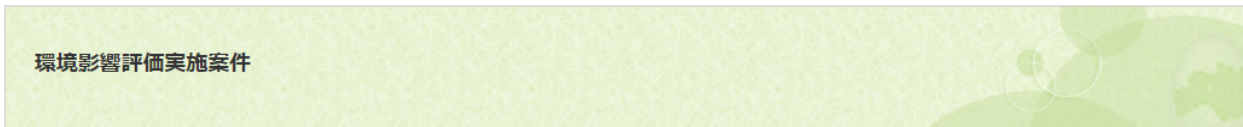
○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

(1)



現在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [暮らし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価実施案件](#) > (仮称)三森峠風力発電事業



**(仮称)三森峠風力発電事業**

[ツイート](#) [いいね! 0](#) [印刷用ページを表示する](#) 掲載日: 2019年12月17日更新

(更新情報)

令和元年12月17日、環境影響評価準備書の公告、縦覧が開始されました。

|         |                              |  |                           |
|---------|------------------------------|--|---------------------------|
| 事業の名称   | (仮称)三森峠風力発電事業                |  |                           |
| 事業者     | 三森風力開発株式会社(日本風力開発株式会社より引き継ぎ) |  |                           |
| 事業の種類   | 風力発電所設置事業                    |  |                           |
| 事業の実施区域 | 郡山市西部の三森峠付近の稜線上              |  |                           |
| 事業の規模   | 出力                           | 39,100キロワット  |                           |
| 関係地域(※) | 郡山市、須賀川市、会津若松市及び猪苗代町         |  |                           |
| 配慮書     | 公告日                          | 平成28年10月13日  |                           |
|         | 縦覧期間                         | 平成28年10月13日～平成28年11月11日  |                           |
|         | 縦覧場所                         | 福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役所生活環境課、郡山市達瀬行政センター、郡山市湖南行政センター、須賀川市役所仮設庁舎環境課、須賀川市岩瀬市民サービスセンター、須賀川市長沼市民センター、会津若松市役所環境生活課、会津若松市湊市民センター、猪苗代町役場二階企画財務課  |                           |
|         | 意見書提出期間                      | 平成28年10月13日～平成28年11月11日  |                           |
|         | 福島県環境影響評価審査会                 | 開催日  | 平成28年11月7日<br>平成28年12月23日 |
|         |                              | 知事意見   | 通知日                       |
| 方法書     | 公告日                          | 平成29年3月7日  |                           |
|         | 縦覧期間                         | 平成29年3月7日～平成29年4月6日  |                           |
|         | 意見書提出期間                      | 平成29年3月7日～平成29年4月20日   |                           |
|         | 縦覧場所                         | 福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役所生活環境課、郡山市三穂田行政センター、郡山市達瀬行政センター、郡山市湖南行政センター、須賀川市役所仮設庁舎環境課、須賀川市岩瀬市民サービスセンター、須賀川市長沼市民センター、会津若松市役所環境生活課、会津若松市湊市民センター、猪苗代町役場二階企画財務課   |                           |
|         | 説明会の開催                       | ●平成29年3月19日 13時30分から 須賀川市岩瀬農村環境改善センター、●平成29年3月24日 18時から 会津若松市湊公民館会議室、●平成29年3月25日 13時30分から 郡山市三穂田ふれあいセンター研修室、●平成29年3月25日 18時から 郡山市達瀬町コミュニティセンター、●平成29年3月26日 13時30分から 猪苗代町体験交流館「学びびいな」研修室A、●平成29年3月26日 18時から 郡山市湖南コミュニティセンター |                           |

(福島県のウェブサイト)

(2)

|          |              |   |  |
|----------|--------------|---|--|
|          | 意見数          | 4通  |  |
|          | 福島県環境影響評価審査会 | 開催日   | 平成29年3月21日 (事業説明等)<br>平成29年8月1日 (答申(案)審議) <a href="#">議事概要</a> [PDFファイル/289KB] |
|          | 知事意見         | 通知日   | 平成29年8月10日 <a href="#">本文</a> [PDFファイル/573KB]                                  |
| 準備書      | 公告日          | 令和元年12月17日  |  |
|          | 縦覧期間         | 令和元年12月17日～令和2年1月24日 電子縦覧<br><a href="http://www.jwd.co.jp/sanmoritouge">http://www.jwd.co.jp/sanmoritouge</a>  |  |
|          | 意見書提出期間      | 令和元年12月17日～令和2年2月7日   |  |
|          | 説明会の開催       | ●令和2年1月11日 14時30分から 会津若松市湊公民館会議室、●令和2年1月12日 18時30分から 郡山市蓬瀬コミュニティセンター大集会室、●令和2年1月13日 10時30分から 猪苗代町体験交流館「学びいな」研修室ABC、●令和2年1月13日 16時30分から 郡山市湖南コミュニティセンター(月形連絡所)会議室、●令和2年1月14日 18時30分から 須賀川市岩瀬公民館研修室、●令和2年1月15日 18時30分から 郡山市三穂田ふれあいセンター研修室 |  |
|          | 意見数          |   |  |
|          | 公聴会の開催       | -   |  |
|          | 福島県環境影響評価審査会 | 開催日   |  |
|          | 知事意見         | 通知日   |  |
| 評価書      | 公告日          |   |  |
|          | 縦覧期間         |   |  |
| 工事着手の届出  |              |   |  |
| 工事完了の届出  |              |   |  |
| 事後調査報告書  | 公告日          |   |  |
|          | 縦覧期間         |   |  |
| 対象事業の廃止等 |              |   |  |
| 備考       |              |   |  |

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

Email [kyousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kyousei@pref.fukushima.lg.jp) Tel : 024-521-7250 Fax : 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

[前のページに戻る](#)

[このページのトップへ](#)

福島県庁 (県庁へのアクセス)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel : 024-521-1111(代表) E-mail : [kouho@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kouho@pref.fukushima.lg.jp)

[個人情報の取り扱いについて](#) | [リンク・著作権・免責事項などについて](#) | [福島県ホームページについて](#) | [RSS配信について](#)

[福島県の広告事業について](#)

Copyright © 2014 Fukushima Prefecture. All Rights Reserved.

(会津若松市のウェブサイト)

(1)



Aizuwakamatsu City  
**会津若松市**

Living Information | Sightseeing English 简体中文 繁体中文 한글 1111 |

文字サイズ 標準 大 特大 | 背景色 黒 青 白 | ふりがな | よみあげる | サイト内検索 検索

 市民の方へ

 事業者の方へ

 観光の方へ

 キーワードで探す

TOP > 組織 > 環境生活課  
 TOP > 分野 > 環境に関するお願い, 政策分野22 低炭素・循環型社会  
 TOP > 属性 > 市民・事業者の方へ

## 「(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会の開催について

2019年12月17日

郡山市三森峠(さんもりとうげ)付近の稜線上において、三森風力開発株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法第14条第1項の規定に基づき、三森風力開発株式会社が作成した「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧します。  
 また、三森風力開発株式会社が実施する風力発電事業及び準備書の内容についての説明会が以下のとおり開催されます。

### 縦覧について

#### 縦覧書類

- 「(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書」及び「同要約書」

#### 縦覧場所

- 会津若松市役所 環境生活課 (栄町5-17 会津若松市役所栄町第二庁舎 2階)
- 会津若松市 湊市民センター (湊町大字共和字西田面50)
- なお、下記の場所でも縦覧を行います。  
 福島県庁生活環境部環境共生課、郡山市役所環境政策課、郡山市三穂田行政センター、郡山市逢瀬行政センター、郡山市湖南行政センター、須賀川市役所環境課、須賀川市岩瀬市民サービスセンター、須賀川市長沼市民サービスセンター、猪苗代町役場企画財務課

#### 電子縦覧

- こちらから電子縦覧が可能です。⇒ [電子縦覧サイト](#)【外部サイト】

#### 縦覧期間および縦覧時間

##### 縦覧期間

- 令和元年12月17日(火)から令和2年1月24日(金)まで  
(土、日、祝祭日及び年末年始[12月29日から1月3日]を除く)

##### 縦覧時間

- 午前8時30分から午後5時15分まで

#### 意見書の受付

- 「(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に、住所、氏名及び意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見書箱に投函するか、下記宛先までご郵送ください。
- 意見書及び意見書箱は、縦覧場所に設置されています。

#### 意見書受付期間及び意見書箱設置期間

- 令和元年12月17日(火)から令和2年2月7日(金)まで  
(土、日、祝祭日及び年末年始[12月29日から1月3日]を除く)

#### 意見書の宛先

- 〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号 三森風力開発株式会社 田中 宛
- 郵送の場合、令和2年2月7日(金)消印有効

(会津若松市のウェブサイト)

(2)

## 説明会の開催について

### 日時

- 令和2年1月11日(土) 14時30分から1時間30分程度

### 場所

- 会津若松市湊公民館会議室(湊町大字共和字西田面45)
- なお、下記の場所・日程でも説明会が開催されます。  
郡山市逢瀬コミュニティーセンター大集会室(1月12日18時30分から)、猪苗代町体験交流館「学びいな」研修室ABC(1月13日10時30分から)、郡山市湖南コミュニティーセンター会議室(1月13日16時30分から)、須賀川市岩瀬公民館研修室(1月14日18時30分から)、郡山市三穂田ふれあいセンター研修室(1月15日18時30分から)

## 「(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会についてのお問い合わせ先

三森風力開発株式会社(担当者名:東間、田中)

電話番号:03-3519-7481

(土・日・祝祭日及び年末年始[12月29日から1月3日]を除く、午前9時30分から午後5時30分まで)

## このページに関するお問い合わせ先

- 会津若松市役所 環境生活課
- 電話番号:0242-39-1221
- ファックス番号:0242-39-1420
- メール

## 地図

湊公民館

(特養)詳



戻る

[お問い合わせ先](#) | [よくある問い合わせ](#) | [このサイトについて](#) | [携帯サイト](#) |

© Aizuwakamatsu City, All rights reserved.

TOP

## (猪苗代町のウェブサイト)



ホーム 総合案内 町民の方 事業者の方 各課のページ アクセス

ホーム > 各課のページ > 企画財務課 > 企画調整係

最終更新日: 2019年12月17日  
企画財務課企画調整係

### 「(仮称)三森峠風力発電事業 環境影響評価準備書」縦覧及び説明会開催のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)三森峠風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧いたします。また、事業及び準備書の内容についての説明会を以下のとおり開催いたします。

福島県郡山市内において、三森風力開発株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境アセスメントの調査予測、評価を終え、これらの結果をまとめた「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧いたします。また、事業及び準備書の内容についての説明会を以下のとおり開催いたします。

- 1 事業者の名称  
三森風力開発株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 松本 智  
事務所の所在地 東京都千代田区内幸町一丁目一番六号
- 2 対象事業の名称  
(仮称)三森峠風力発電事業
- 3 事業実施想定区域  
福島県郡山市三森峠付近の稜線上
- 4 縦覧書類  
(仮称)三森峠風力発電事業 環境影響評価準備書
- 5 縦覧場所  
猪苗代町役場 2階 企画財務課 午前8時30分から午後5時15分まで  
※土・日・祝祭日を除く開庁時
- 6 縦覧期間  
令和元年12月17日(火)～令和2年1月24日(金)  
[電子縦覧ホームページ\(外部サイトへリンク\)](#)
- 7 意見書の受付  
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に意見の理由を含めてご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函頂くか、問い合わせ先への郵送により受付いたします。  
※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。  
締切日: 令和2年2月7日(金)  
※郵送の場合は、当日消印有効
- 8 環境影響評価準備書に関する説明会  
日時: 令和2年1月13日(月) 10時30分～(1時間半程度)  
場所: 猪苗代町体験交流館「学びいな」研修室A
- 9 問い合わせ先  
〒100-0011  
東京都千代田区内幸町一丁目一番六号  
三森風力開発株式会社  
担当者名: 東間、田中  
電話番号: 03-3519-7481

リンク: [日本風力開発株式会社](#) ホームページ

- 関連情報
  - [\[企画財務課\]企画調整係](#)
- 更新情報
  - [猪苗代町無料職業紹介所](#)
  - [農耕作業用トラクター等に対する基準緩和の活用について](#)
  - [環境放射線量測定値](#)
  - [令和2年度 会計年度任用職員募集のお知らせ](#)
  - [申告相談会のお知らせ](#)

お問い合わせ: 企画財務課企画調整係 電話0242-62-2112

● もどる

Copyright © 2001-2013 Inawashiro Town. All rights reserved.

(日本風力開発株式会社 環境影響評価ウェブサイト)

(1)





企業情報

事業案内

当社が開発した発電所

風力発電について

お知らせ

よくあるご質問

## 電子縦覧

トップページ > (仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書

### 「(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書」の公表について

令和元年12月17日  
三森風力開発株式会社

環境影響評価法第14条の1項及び第15条に基づき、(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書(以下「準備書」という)並びに同準備書の要約書(以下「要約書」という)を作成しましたので公表します。

**縦覧について**

|              |   |
|--------------|---|
| <b>縦覧期間：</b> | 令和元年12月17日(火)から令和2年1月24日(金)<br>土・日・祝日並びに年末年始 [12月29日～1月3日] を除く開庁時   |
| <b>縦覧場所：</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県庁生活環境部環境共生課</li> <li>・郡山市役所環境政策課</li> <li>・郡山市三穂田行政センター</li> <li>・郡山市途瀬行政センター</li> <li>・郡山市湖南行政センター</li> <li>・須賀川市役所環境課</li> <li>・須賀川市岩瀬市民サービスセンター</li> <li>・須賀川市長沼市民サービスセンター</li> <li>・会津若松市役所環境生活課</li> <li>・会津若松市湊市民センター</li> <li>・猪苗代町役場企画財務課</li> </ul> |

### 説明会について

|                       |                         |   |
|-----------------------|-------------------------|---|
| 説明会<br>開催日時と<br>開催場所： | 令和2年<br>1月11日（土） 14時30分 | ・会津若松市湊公民館会議室<br>(会津若松市湊町共和字西田面45)              |
|                       | 1月12日（日） 18時30分         | ・郡山市遼瀾コミュニティセンター(遼瀾公民館) 大集會室<br>(郡山市遼瀾町多田野字南原3) |
|                       | 1月13日（月） 10時30分         | ・猪苗代町体験交流館「学びいな」研修室A B C<br>(耶麻郡猪苗代町鶴田141-1)    |
|                       | 1月13日（月） 16時30分         | ・郡山市湖南コミュニティセンター(月形連絡所)会議室<br>(郡山市湖南町舟津字舟津852)  |
|                       | 1月14日（火） 18時30分         | ・須賀川市岩瀬公民館研修室<br>(須賀川市柱田中地前22)                  |
|                       | 1月15日（水） 18時30分         | ・郡山市三種田ふれあいセンター研修室<br>(郡山市三種田町富岡字鹿ノ崎11-1)       |


### 意見書の提出について

|          |   |
|----------|---|
| 意見書提出方法： | 縦覧場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください。<br>ご郵送の場合は募集期間最終日当日消印まで有効です。 |
| 意見募集期間：  | 令和元年12月17日（火）から令和2年2月7日(金)  |
| 意見書様式：   | ご意見用紙のダウンロードはこちら  |


### 準備書の内容

表紙・目次 

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 

第2章 対象事業の目的及び内容 


第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 


第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 

第6章 方法書についての意見と事業者の見解 

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の勧告 

第10章 環境影響評価の結果

10.1 大気環境

10.1.1.1 大気質（窒素酸化物） 

10.1.1.2 大気質（粉じん等） 

10.1.1.3 騒音 

10.1.1.4 低周波音（超低周波音（周波数20Hz以下の音波）を含む） 

10.1.1.5 振動 

10.1.2 水環境 

- 10.1.3 地形・地質
  - 10.1.3.1 地形・地質 
  - 10.1.3.2 風車の影 
- 10.1.4 動物 
- 10.1.5 植物 
- 10.1.6 生態系 
- 10.1.7 景観 
- 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場 
- 10.1.9 廃棄物等 
- 10.2 環境の保全のための措置 
- 10.3 事後調査 
- 10.4 環境影響の総合的な評価 
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 
- 第12章 その他環境省令で定める事項 
- 資料編 
- 要約書 
- ご意見用紙のダウンロードはこちら

#### お問い合わせ先

三森風力開発株式会社  
担 当：東間・田中  
住 所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-6 NTT日比谷ビル9F  
電 話：03-3519-7481  
営業時間：平日9時30分～17時30分

#### 注意事項

※なお、印刷及びダウンロードはできません。

・準備書の著作権は事業者等が所有しています。

・「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

※本準備書及び要約書は、Internet Explorer及びAdobe Acrobat製品(正規品)でのみウェブ上で縦覧可能となっておりますので、ご注意ください。

※PDFファイルをウェブ上で表示せず、自動的に一時ファイルにダウンロードして表示する設定になっている場合は、次の操作で変更可能です。

- ①Internet Explorer を開き、ツール/アドオンの管理を選択します。
- ②「アドオンの種類」で、「ツールバーと拡張機能」を選択します。
- ③表示メニューの「すべてのアドオン」を選択します。
- ④アドオンのリストで、「Adobe PDF Reader」を選択します。
- ⑤「有効にする」をクリックすると、Internet ExplorerでPDFを開くためのアドオンとして Adobe PDF Reader が設定されます。

Japanese

お問い合わせ





